

マイナンバーの記載が必要となるこの機会に！



給与支払報告書の提出に エルタックス eLTAXの利用を始めませんか？

平成29年度（平成28年分の収入）の給与支払報告書から、従業員や扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となります。

記載する様式も大きく変わり（サイズがA6判からA5判に拡大）、従業員の方々の個人情報や書類の管理・作成などには一層の注意が必要となります。

これを機に、今までの紙による提出から、便利なeLTAX（エルタックス）を利用した電子データによる提出に切り替えてみませんか？

■ eLTAXを利用すると、どんなメリットがあるの？



【主なメリット】

①給与支払報告書の印刷が不要
→紙ではなく、電子データで提出

②各市区町村の窓口への持参（郵送）が不要
→インターネットで一括送信

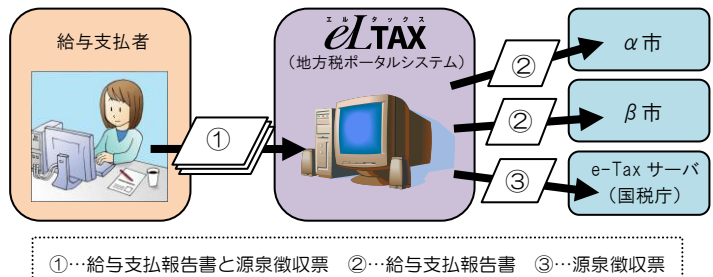
③事務にかかる時間などの縮減
→税務会計ソフトとの連携（※）

さらに！

eLTAXなら源泉徴収票(国税庁)もまとめて提出できます！！（平成29年1月4日予定）

一般社団法人地方税電子化協議会が提供しているPCdesk（同協議会ホームページから取得できる無料ソフト）を使用することで、給与支払報告書のデータは市区町村へ、源泉徴収票のデータは国税庁に届けることができます。

また、同協議会が公開している統一CSVレイアウトに準じていれば、作成したCSVをPCdeskに取り込むことで同様に送信できます（※）



※お使いの税務会計ソフトにおけるeLTAX対応の有無については、ソフトの購入元や製造元にお問い合わせください。他にもメリットはたくさんあります！詳しい情報は、一般社団法人地方税電子化協議会のホームページ (<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください！

■ インターネットが繋がってないと、やっぱり紙で提出するしかないの？

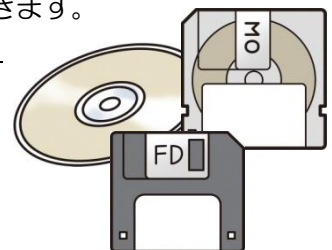
インターネットを利用しない場合でも、光ディスク等（FD,CD等）で提出することができます。

総務省が公開しているCSVレイアウトに準じてパソコンで作成し、光ディスク等に記録して提出するため、eLTAXと同様に給与支払報告書の印刷の手間やコストを省くことができます。

また、当市においては給与特別徴収の税額通知も光ディスク等に記録して、従来の書面による通知と一緒に送付するため、お使いのシステムでデータの取り込みが可能であれば、特別徴収税額等もデータで管理できます。

詳しくは各市区町村へお問い合わせください。

注）事前テストの実施など確認事項がありますので、光ディスク等で提出される場合はお早めにご連絡くださるようお願いいたします。



イメージキャラクター：エルレンジャー

お問い合わせ先
〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
シティホールプラザ「アオーレ長岡」東棟
長岡市財務部市民税課 市民税第一係 特別徴収担当
電話：(0258) 39-2711 FAX：(0258) 39-2263